

28世介保第301号  
平成28年6月3日

指定居宅介護支援事業所管理者  
指定介護予防支援事業所管理者  
(地域包括支援センター管理者) } 様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長  
(公印省略)

世田谷区外に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の利用について（通知）

地域密着型サービスは、区市町村が事業者指定を行い、原則としてその区市町村の住民のみが保険給付の対象となるサービスですが、事業所所在地の区市町村長の同意があった場合には、他の区市町村がその事業者を指定し、他の区市町村の住民も利用することができます。

世田谷区外に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所を除く）を世田谷区の被保険者が利用する場合には、別添通知のとおり取り扱っておりますので、ご承知おきください。

また、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業を行う際の留意事項について、下記に記載しておりますので、併せてご確認くださいませよう願いたします。

## 記

1. 世田谷区外の指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の利用に際しての注意事項
  - (1) 地域密着型サービスは、原則として、利用者を事業所所在地の区市町村の住民に限定しているが、平成28年3月時点で、指定通所介護事業所を利用していた者については、当該事業所が指定地域密着型通所介護事業所に移行した後も、事業所所在地以外の区市町村の住民であっても、引き続き利用が可能である。（みなし指定）
  - (2) (1)のみなし指定は、利用者を限定した指定であるため、事業所所在地以外の区市町村の住民が、平成28年4月1日以降、新たにサービス利用を開始する場合には、利用者の保険者である区市町村より改めて指定を受ける必要がある。
  - (3) 事業所所在地以外の区市町村が事業者指定を行う場合には、事業所所在

地の区市町村の同意が必要なため、事務処理に時間を要する場合がある。また、区市町村によっては、他の区市町村による事業者指定に同意しない場合もある。

- (4) 事業所所在地以外の被保険者による地域密着型サービスの利用は、例外的な取扱いであることから、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成に当たっては、世田谷区内の事業所の利用を優先的に検討すること。

## 2. 住所地特定対象者の取り扱い

平成27年4月の介護保険法改正により、住所地特例対象者は、事業所所在地の被保険者と同様に居住地の指定地域密着型通所介護及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービスの利用が可能である。なお、サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものは、平成27年4月以降、住所地特例の対象施設であることに留意すること。

### 【問合せ先】

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当  
電話 03-5432-2294  
FAX 03-5432-3042